

事 務 連 絡  
平成28年4月24日

熊本県内の

県教育委員会施設主管課  
県教育委員会学校健康教育主管課  
指定都市教育委員会施設主管課  
指定都市教育委員会学校健康教育主管課 御中  
私立学校主管課  
附属学校を置く国立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省  
大臣官房文教施設企画部施設企画課  
初等中等教育局健康教育・食育課

「平成28年（2016年）熊本地震」により被災した学校を再開する際の留意点について（依頼）

平成28年（2016年）熊本地震においては、今なお余震等が続いており予断を許さない状況にあることから、平成28年4月21日付「平成28年（2016年）熊本地震」地域住民の避難場所としての学校施設等の安全性の管理・確保等について（依頼）」により要請させていただいたとおり、特に緊急の移動が必要となる場合を除き、避難住民が、次の住まいに確実に移ることができるようになるまでの間、学校施設等の現在の避難施設での避難が維持できるよう、引き続き最大限の対応をお願いいたします。

その際、それら避難施設として使用されている学校施設等の安全性の確保についても、可能な限りの配慮をお願いいたします。

現在、一部の学校等では、その再開が予定されていますが、学校を再開する場合は、以下の点にご配慮いただきますよう、お願いいたします。

また、関係する県の教育委員会施設主管課、教育委員会学校健康教育主管課、私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会、所轄の私立学校（専修学校・各種学校を含む）及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、本件について周知くださるよう併せてお願いいたします。

- 1 学校の再開にあたっては、応急危険度判定などにより、校舎や屋内運動場等の学校施設等における安全性を確認するとともに、がれきや破片等の除去や立ち入り禁止の措置など当面必要となる応急復旧等を行い、児童生徒等の安全に万全を期すこと。
- 2 従来の学校施設等ではなく周辺の公共施設等を間借りして授業を再開する場合は、上記1の学校再開にあたっての学校施設等の安全性の確保と同様、必要な安全性の確保に努めること。

3 道路の損壊等の危険個所を把握し、必要に応じて通学路の変更を検討すること。また、視覚や聴覚に障害のある児童生徒等に対する確実な情報伝達等の対応も含め、児童生徒等の安全確保について十分配慮すること。

4 学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）及び学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づき、日常の学校環境衛生管理及び学校給食衛生管理に努めるほか、臨時の衛生検査を行うなど、被災した学校等の適切な衛生状態が確保されるよう配慮すること。

学校給食を再開するに当たっては、施設設備の洗浄及び消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意するとともに、調理従事者の健康管理にも留意すること。特に、被害のあった施設、炊き出しへの協力などのため調理従事者以外が使用した施設においては、十分留意すること。

また、被災児童生徒を受け入れている場合及び自校以外の被災した学校に学校給食を提供する場合においては、食物アレルギー等を有する児童生徒について十分留意の上対応すること。

さらに、被災児童生徒の学校給食費について、必要に応じ、猶予措置等の特段の配慮をいただきたいこと。

5 児童生徒等及び職員に対する定期又は臨時の健康診断及び心のケアを含む健康相談が適切に実施されるよう配慮すること。児童生徒等の心のケアの充実にあたっては、とりわけ震災により被災した学校、被災児童生徒等を受け入れた学校においては、児童生徒等の発達段階、地域や学校の実情に応じたケアがなされるよう配慮すること。

また、児童生徒等の定期の健康診断は、毎学年、6月30日までに実施することとなっているが、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、その事由のなくなった後、速やかに健康診断を実施すること。

6 独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する学校の設置者の災害共済給付に係る共済掛金の支払については、法令上5月31日が期限とされているが、平成28年（2016年）熊本地震に起因するやむを得ない事情がある場合に、延期できるよう検討しているので留意するとともに、児童生徒等からの掛金徴収等についても柔軟に対応すること。

また、共済掛金について、被災地域の児童生徒等に対する独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項（経済的に困難な保護者への特例）の適用に当たっては可能な限り弾力的に取り扱われるよう配慮すること。

**【本件照会先】**

（1及び2に関すること）

大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室防災推進係

Tel 03-5253-4111（内線 2235） Fax 03-6734-3689

e-mail bousai@mext.go.jp

（3から6までに関すること）

初等中等教育局健康教育・食育課企画調整係

Tel 03-5253-4111（内線 4950） Fax 03-6734-3794

e-mail kenshoku@mext.go.jp